



NEWS RELEASE

2016年3月7日

ドローン操縦者等ライセンス発行団体会員向け ドローン保険制度の引受開始について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：二宮 雅也、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、ドローン操縦者・安全運航管理者向けのライセンス発行を行う一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会（以下「JUIDA」）が会員向けに提供する団体ドローン保険制度の引受保険会社に選定されました。2016年3月から会員に制度の案内を開始します。

1. 背景・経緯

- ・2015年12月に改正航空法が施行され、これまで法令上に規定のなかったドローン（無人航空機）について、新たに飛行ルールが整備されました（機体重量200g以上が対象）。
- ・この改正航空法施行にあわせて、国土交通省は「無人航空機の安全な飛行のためのガイドライン」を発表しました。このガイドラインのなかで、飛行に際しての「技量の保持」と「万が一の第三者賠償事故に備えた損害保険への加入」についても言及されました。
- ・JUIDAでは、こうした国の動きもふまえ、「技量の保持」に資する取組みとして、日本で初めてとなるドローン操縦者および運航管理者向けのライセンス制度を創設しました。あわせて、今般「万が一の第三者賠償事故に備えた損害保険」制度として、会員向けに団体保険制度を創設しました。
- ・損保ジャパン日本興亜は、このJUIDA会員向け団体保険制度の引受保険会社に選定されたことを受け、3月から保険制度の案内を開始します。

2. JUIDA会員向け『団体ドローン保険』の概要

- (1) 保険契約者：一般社団法人日本 UAS 産業振興協議会（JUIDA）
- (2) 被保険者：JUIDA会員のうち、保険制度加入を希望される法人および個人事業主の方
- (3) 保険開始：募集開始 2016年3月 保険始期 2016年4月1日
- (4) 補償内容：
 - ①基本補償
ドローンの所有、使用または管理に起因した事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
 - ②人格権侵害補償
被保険者の業務上の行為に起因するプライバシーの侵害について、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
 - ③操縦訓練費用保険金
基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が再発防止を目的として専門業者によって行なわれる操縦訓練を受けた場合に、操縦訓練費用をお支払いします。
- (5) 主な加入プラン
：賠償責任補償1億円で、ドローン1機あたりの年間保険料は7,200円となります。
また、JUIDAでライセンスを取得した会員向けの限定プランとして、賠償責任補償3億円で、ドローン1機あたり年間保険料10,800円のプランもご用意しています。

3. 今後の展開について

国では、「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」や「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」を開催し、「空の産業革命」とも評されるドローンの利活用について議論が行われています。

損保ジャパン日本興亜は、国の議論もふまえながら、ドローン利活用によって生じる新たなリスクに対し、引き続き安心・安全につながる商品提供を行っていきます。

以上



SOMPOホールディングスは損保ジャパン日本興亜ホールディングスおよびグループの略称です。